令和元年度 放流水量 水質分析表

(相楽郡広域事務組合 大谷処理場)

項	\		/月	単位	平成31年	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	大谷処理場 自主基準値
水量	放月	流 平	水量均值	m³/日	53.1	50.6											130.5
			(オン (pH)		7.8	7.5											5.8 ~ 8.6
			的酸素 (BOD)	mg/l	<0.5	<0.5											10
]酸素 COD)	mg/l	1.0	1.6											20
水	浮词	遊物 (S:	』質 量 S)	mg/l	<1	<1											10
質	全	窒	毫 素	mg/l	0.88	1.1											10
	全	Ŋ	しん	mg/l	0.023	0.015											1
	大朋	易醝	訂群 数	個/cm³	0	0											3,000
	色		度	度	<1	1											30

※水量:運転管理月報(1)による ※水質分析機関:舞鶴厚生株式会社

令和元年度 ダイオキシン類測定結果

項	\ 	1	年月日	単位	令和 月	年 日	令和 月	年 日	採取場所	国の基準値
排	ŧ	ガ	ス	ng-TEQ/m³N					汚泥乾燥焼却炉	10ng-TEQ/m³N
焼	į	却	灰	ng-TEQ/g					灰ホッパ	3ng-TEQ/g

※大気分析機関:

【単位・用語の解説】

ng(ナノグラム):10億分の1グラム

TEQ:最も毒性の強いダイオキシンの毒性係数を1. Oとして算出される毒性等量

m³N:0°C、1気圧の条件での気体の体積

【法令根拠等】

- ・排ガス…ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項の規定により毎年1回以上、ダイオキシン類の測定を行わなければならない。
- ・焼却灰…ダイオキシン類対策特別措置法第24条第1項の規定により同法施行規則第7条の2第1項に規定する基準以内となるように処理しなければならない。また、同法第28条第2項の規定により、排ガスのダイオキシン類の測定に併せて測定を行わなければならない。